

昭島中央線（昭3・4・1号）沿線地区まちづくり懇談会

議 事 録

日時：平成29年6月28日(水) 19:00～20:30

場所：市役所 市民ホール

参加者数：38名

1 開会

2 都市計画部長あいさつ

3 職員紹介

後藤都市計画部長／山本都市計画課長／鬼嶋建設課長／高橋建設課都市計画道路担当係長

4 都市計画道路の整備状況（説明：都市計画課長）

5 これまでの沿道まちづくりの検討状況について（説明：都市計画課長）

6 今後のスケジュール（説明：都市計画課長）

7 意見交換

1) まちづくりについて

- ・都市計画決定告示の予定はいつか。
→平成29年度末までに都市計画決定告示をしたいと考えている。
- ・平成20年度の検討から約10年が経っている。時代の変化を踏まえ、再検討をしっかりと行うべきである。
- ・まちづくりの変化について、どのような問題意識を持っているか。
→都市計画マスタープランで掲げる位置付けは変わっていないが、人口減少等の社会状況の変化を踏まえたまちづくりを行っていく必要があると考えている。
- ・イメージがわからないので、CGなどで示してほしい。
→次回の説明会では、道路整備の説明会で使用したイメージパースも活用したい。

2) 都市計画道路の整備について

- ・2月の道路整備の説明会以降、順調に進んでいるのか。
→進んでいる。
- ・交通量予測は。また、騒音対策は。
→計画交通量は9,000台／日である。また、低騒音舗装の他、歩道に中木又は低木の植栽を

考えている。

- ・まちの将来像の実現のためには、諏訪松中通りの根本的な渋滞対策が必要である。
→周辺商業施設へ公共交通利用のPRを依頼する他、渋滞緩和となるよう交差点の信号サイクルの調整等を警察に依頼している。
- ・道路予定地の隣接地への影響を配慮し、1期区間は当面仮舗装をしてほしい。
→スケジュールを考慮して対応を検討したい。
- ・道路予定地から隣接地への雨水流出対策はしてもらえるのか。
→雨水本管を整備するが、改めて現地の状況を確認する。

3) 梨木踏切について

- ・利便性、防犯上、交通安全上等から、梨木踏切は存続すべき。
→意見を踏まえて現在JRと協議を行っているが、協議の進展を報告できる状況にない。
- ・梨木踏切を廃止した場合、駅までの動線となる檜の木踏切がある道路は歩道がないが、整備する予定は。
→現時点で予定はない。そうした意見も踏まえてJRと協議している。

4) その他

- ・今後は都市間競争が激しくなることから、まちの利便性を高めるのは重要である。八高線に請願駅を設置した方がいいのではないか。
→市役所の近くに駅があるといいが、かなりの費用が必要となり、現在の市にはそれができる財政状況にない。
- ・幅が均一でない市内の道路は、何とかならないのか。
→狭い箇所は、建築基準法により建替えるときにセットバックをすることとなるので、将来的には4mの幅員が確保されていく。

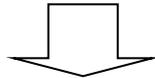
8 閉会

生産緑地法の改正について

1. 生産緑地地区の面積要件（施行：平成 29 年 6 月 15 日）

改正前 500 m² 以上の一団の農地

- ◆ **改正後** 300 m² 以上（政令で規定）で市区町村が条例で定める規模に引下げ可能

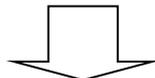


小規模農地をきめ細かに保全

2. 生産緑地地区内の行為制限（施行：平成 29 年 6 月 15 日）

改正前 生産等に必要な施設のみ設置可能

- ◆ **改正後** 直売所、農家レストラン等の設置が可能



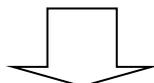
農業経営支援＋住民の満足度向上

3. 生産緑地の買取り申出

（施行：公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日）

改正前 都市計画決定後 30 年 経過により所有者は市区町村に買取り申出が可能
（平成 34 年には全国で約 8 割の生産緑地が申出期を迎える）

- ◆ **改正後** 申出可能時期を 10 年 先送りする「特定生産緑地指定制度」の創設
（土地所有者等の同意を得て区市町村指定）



農家の意向を基に将来の保全を確実に